

平成 27 年度実績評価書に新設された項目

1. 「測定指標」欄に「指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄を設ける。

※別添1を参照

2. 「測定指標」欄の「達成」欄における、「○」「△」「×」の判断基準を、以下のとおり明確にする。

- ・「○(達成)」… 目標値を 100%以上達成した場合を基本とする。
- ・「△(概ね達成)」… 目標値の 80%以上を達成した場合を基本とする。
- ・「×(未達成)」… 目標値の 80%未満であった場合を基本とする。
- ・「- (判定不能)」… 数年に一度の調査等で、当該年度の実績値が無い場合等

3. 「評価結果と今後の方向性」欄の「目標達成度合いの測定結果」欄における、①～⑤の判断基準について、以下のとおり変更を行う。

※変更点等については、別添2を参照

- ① 全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの（目標超過達成）
- ② 全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの（目標達成）
- ③ 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの（相当程度進展あり）
- ④ 主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの（進展が大きくない）
- ⑤ 主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの（目標に向かっていない）

実績評価書様式

【別紙1-3】

(厚生労働省26(●-●-●))

施策目標名								
施策の概要								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)								
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
	合計(a+b+c)	0	0	0	0	0		
執行額(千円、d)								
執行率(%、d/(a+b+c))	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 …における…の実施件数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○年度		
		年度ごとの目標値								
	指標2 …における…の割合	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		○年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○年度		
		年度ごとの目標値								
	指標3	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
			実績値					目標値	主要な指標	達成
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○年度		
		年度ごとの目標値								
	【参考】指標4	実績値								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度				

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
	総合判定	(判定結果)
		(判定理由)
	施策の分析	(有効性の評価)
		(効率性の評価)
		(現状分析)
	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		(予算要求について) 以下の口で困んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額
(税制改正要望について)		
(機構・定員について)		

学識経験を有する者の知 見の活用	
---------------------	--

参考・関連資料等	
----------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

総務省ガイドライン及び現在の基準と見直し案の比較表

	【総務省ガイドライン】	現在の基準		見直し案
①	「目標超過達成」 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの	→	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの <u>(目標超過達成)</u>
②	「目標達成」 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの	全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの	→	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの <u>(目標達成)</u>
③	「相当程度進展あり」 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の達成状況は「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの	→	全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、もしくは、主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの <u>(相当程度進展あり)</u>
④	「進展が大きくない」 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの	一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況が「△」で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの	→	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの <u>(進展が大きくない)</u>
⑤	「目標に向かっていない」 主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの	→	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの <u>(目標に向かっていない)</u>